

# 小諸市総合計画

## 小諸市第10次基本計画

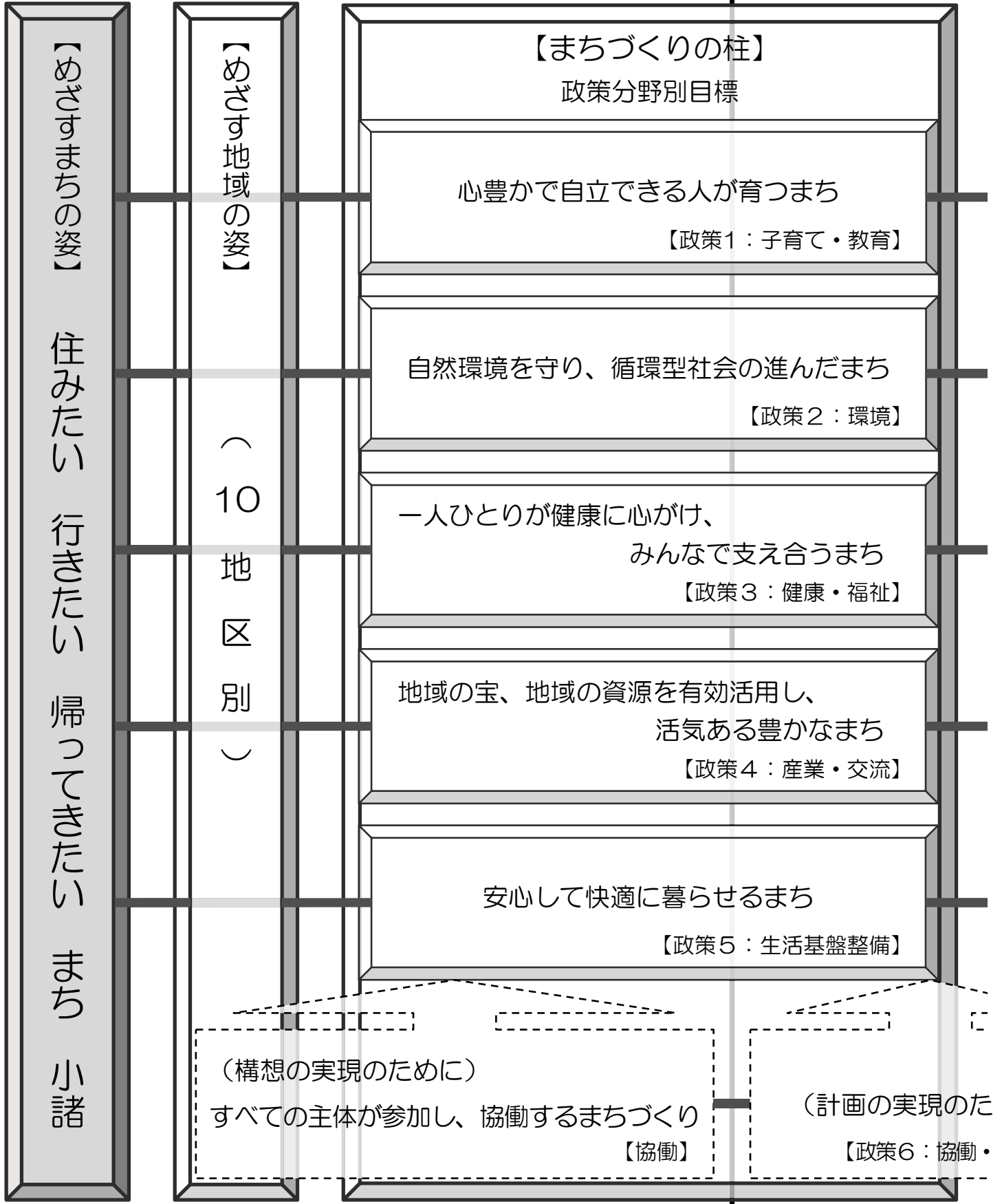


平成28年度～平成31年度

# 小諸市

● 小 諸 市

第5次基本構想



# 総合計画

## 第10次基本計画

【こもろ未来プロジェクト】

(政策横断／組織横断)

【施策1-1】 学習環境の充実を図り、子どもたちの「生きる力」を育みます  
【施策1-2】 安心して子どもを産み育てることができる環境づくりに、社会全体（みんな）で取り組みます  
【施策1-3】 生涯にわたる市民の主体的な「学び」を促進し、「生涯学習社会」の実現をめざします  
【施策1-4】 かけがえのない文化財を保存・継承し、積極的に活用します  
【施策1-5】 市民の人権意識を高めます

【施策2-1】 ごみの減量化と再資源化を進めます  
【施策2-2】 省エネ政策を推進し、今ある自然環境や景観と調和した太陽光発電の普及をめざします  
【施策2-3】 市内全域の水洗化を促進し、公共用水域を保全します

【施策3-1】 一人ひとりが健康に関心を持ち、健康づくりを実践できる環境づくりを進めます  
【施策3-2】 だれもが安心できる福祉環境を整備します  
【施策3-3】 高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らせる地域づくりを推進します

【施策4-1】 農家の担い手を育て儲かる農業をめざします  
【施策4-2】 既存企業や新規起業者への支援と、企業誘致を推進し、働く場を創出します  
【施策4-3】 協働して戦略的に小諸の魅力を発信し、交流人口・移住人口の増加を図ります

【施策5-1】 コンパクトシティのまちづくりを進め、中心市街地の魅力を再生します  
【施策5-2】 新しい地域公共交通ネットワークを構築します  
【施策5-3】 社会基盤の整備と長寿命化を進めます  
【施策5-4】 安全な水道水の安定供給と持続的な安定経営を進めます  
【施策5-5】 安全で安心な暮らしを実現する体制を充実させます

【施策6-1】 協働によるまちづくりを推進します  
【施策6-2】 行政マネジメントシステムの継続的な改善と円滑な運用を図ります  
【施策6-3】 財政の健全性を確保しながら、効率的・効果的な財政運営を進めます  
【施策6-4】 市税収入をはじめとする自主財源の安定的な確保を図ります  
【施策6-5】 来庁者サービスの改善を図ります

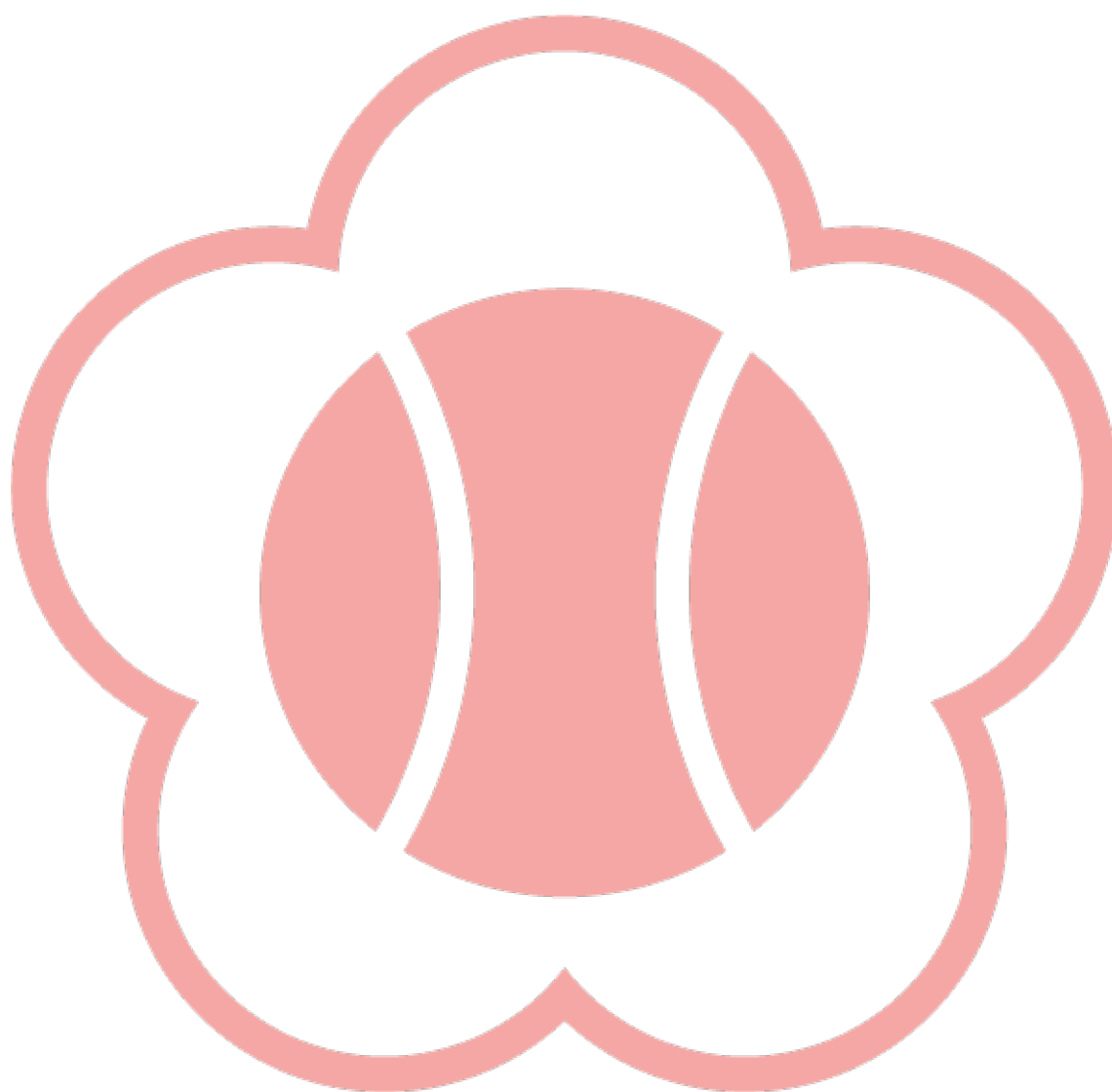
ために)

・行政経営】



# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 1 部 総論



## 1-1 趣旨

小諸市では、「小諸市自治基本条例」に基づき、総合的かつ計画的な行政経営を図るため、「基本構想」及び「基本計画」から構成される「総合計画」を策定しています。

小諸市自治基本条例は、市民が主役の自治（まちづくり）を進めるための基本的なルールを定めたもので、このルールに基づく運用体制や制度を整備していくことによって、主権者である市民を主体とした「参加と協働のまちづくり」を推進し、自治の発展をめざすことを目的としています。総合計画は、この運用体制や制度の一環として、小諸市自治基本条例によって策定が義務付けられているものです。

これまでの間、「基本構想」については、平成26年度から27年度にかけて、第5次基本構想策定の取り組みを進めてきました。具体的には、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、計画を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを最大の目的として、市民の皆様との協働により第5次基本構想の策定作業を進め、平成28年度から運用を開始しました。

引き続き、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」としての「基本計画」について、平成28年4月に新たに就任した小泉市長の任期に合わせて、市長公約を反映し、「第10次基本計画」を策定するものです。

## 1-2 計画の構成

本市の総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造としています。

このうち、「基本構想」は、地域を対象とした計画として長期のアウトカム（成果）を示し、「基本計画」と「実施計画」は、行政を対象とした計画として、基本計画は中期のアウトカム（成果）を、実施計画はアウトプット（産出）とインプット（投入）を示すものと位置付けています。

また、これらはそれぞれ上位計画と下位計画として、「目的と手段」という因果関係で結ばれており、基本構想を実現する手段として基本計画があり、基本計画で掲げる目標等を実現する手段として実施計画を立案するものです。

### （1）基本構想

めざすべき将来都市像やまちづくりの目標、それらの実現に向けた政策展開の基本的な考え方を示します。

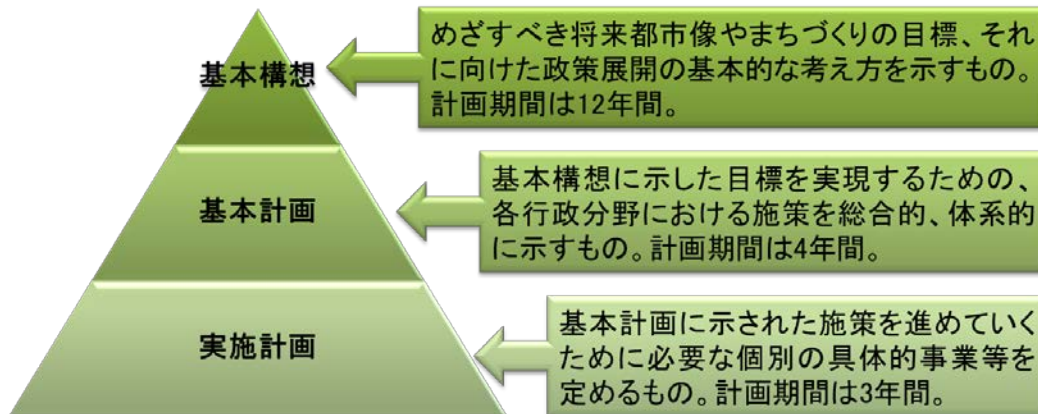
## (2) 基本計画

基本構想に示した目標を実現するために、各行政分野における主に行政が担うべき施策を総合的、体系的に示します。

## (3) 実施計画

基本計画に示された施策を進めていくために必要な個別の具体的事業等を示します。

計画体系のイメージ図



## 1-3 総合計画の期間

本市では、第4次基本構想・第8次基本計画の策定において、総合計画への市長マニフェストの反映が強く意識され、計画期間については市長任期との整合性を図ることを主眼に、基本構想を8年間、基本計画を4年間としました。

また、小諸市自治基本条例においても、市長の選挙時の公約を総合計画に反映させることが義務付けられていることから、「行政計画である基本計画」については、引き続き市長任期に合わせて改定を行うこととし、期間を4年間とします。

一方、「地域計画となる基本構想」については、それに求められる普遍性に対して8年間という期間では短いと考えられることから、第5次基本構想の策定において、市長任期1期分を追加して12年間を計画期間としました。

計画期間のイメージ図



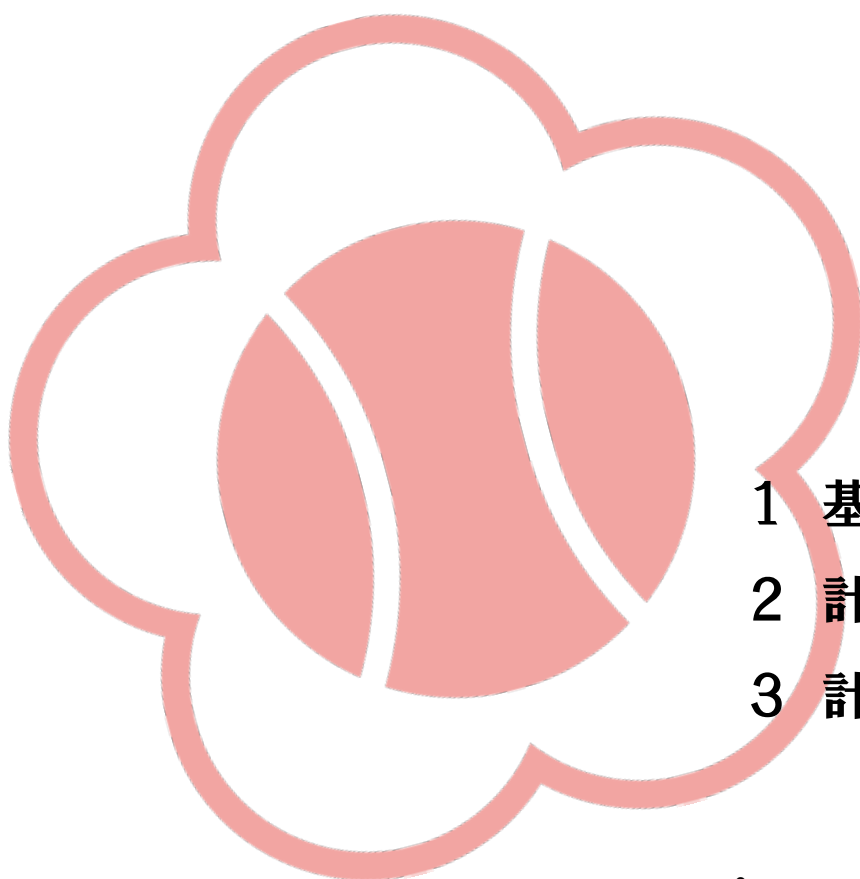




# 小諸市第 10 次基本計画

## 序章

# 基本計画の考え方



- 1 基本計画策定の目的
- 2 計画の構成
- 3 計画期間

## 1 基本計画策定の目的

本市では、平成23年度から24年度にかけて取り組みを進めた「第9次基本計画」の策定にあたり、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、行政の情報体系としての計画を策定しました。そして、そのような行政マネジメントとしての計画運用に向けて、策定段階においては、可能な限り多くの職員が参画すること（オーナー・シップ）、職員の意識を変えること（マインド・セット）、総合計画だけでなく予算や行政評価など他のシステムも変革すること（トータル・システム）の3点を重視しました。

続いて、平成26年度から27年度にかけて取り組みを進めた「第5次基本構想」の策定にあたっては、基本構想を「地域経営のための計画」と位置付け、地域の様々な主体が地域のビジョンや各主体の役割を共有するとともに、基本構想を運用する仕組みとしての「協働のまちづくりの体制構築」につなげることを計画策定の最大の目的としました。そして、策定の段階から「基本構想を如何に活用するか」という運用の段階を重視し、多くの市民の皆様、関係機関等の皆様との協働による策定作業を進めました。

これらを受け、「第10次基本計画」の策定にあたっては、「第9次基本計画」に引き続き、基本計画を行政のマネジメントのための計画と位置づけ、第5次基本構想に基づいた「行政の計画」として、基本構想で定めた行政の役割を具現化する計画とします。また、基本計画に市長公約をすべて反映させるとともに、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させることなどにより、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高めます。

## 2 計画の構成

### (1) 財政目標

本市では、第9次基本計画を「行政マネジメントのための計画」として策定し、運用してきた結果、以前と比較すると総合計画、特に実施計画に基づいて行政経営が行われるようになりました。しかし、第9次基本計画は予算の裏づけに乏しかったため、基本計画と予算との連動性が低く、基本計画は予算の制約を十分に考慮せずに策定（更新）される状態になっており、基本計画に基づく政策選択には課題がありました。そこで、第10次基本計画は「財政目標」の設定をすることで財政規律のメカニズムを組み込み、予算の裏づけのある、政策選択が可能な計画とします。

(2) こもろ未来プロジェクト

第10次基本計画及び、それに基づく実施計画に市長公約をすべて反映させるため、市長公約に関連する事項について「こもろ未来プロジェクト」として位置づけを整理します。

(3) 政策・施策

第10次基本計画の骨格は、政策と施策の2層構造とします。このうち、「政策」については、第5次基本構想のまちづくりの柱（政策分野別まちづくり方針）の分野単位の枠組みで、基本構想で設定された行政の役割について、第10次基本計画の計画期間内に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として示します。また、「施策」については、上位政策に基づき、概ね「課」単位程度の枠組みで、より詳細に「どのように実施するか」という取り組み姿勢を「方針」として、「どこまで実施するか」というめざす状態を「目標・目標値」として示すこととします。

### 3 計画の期間

#### 【第10次基本計画の計画期間】

平成28年度 ～ 平成31年度

（ 2016年度 ～ 2019年度 ）

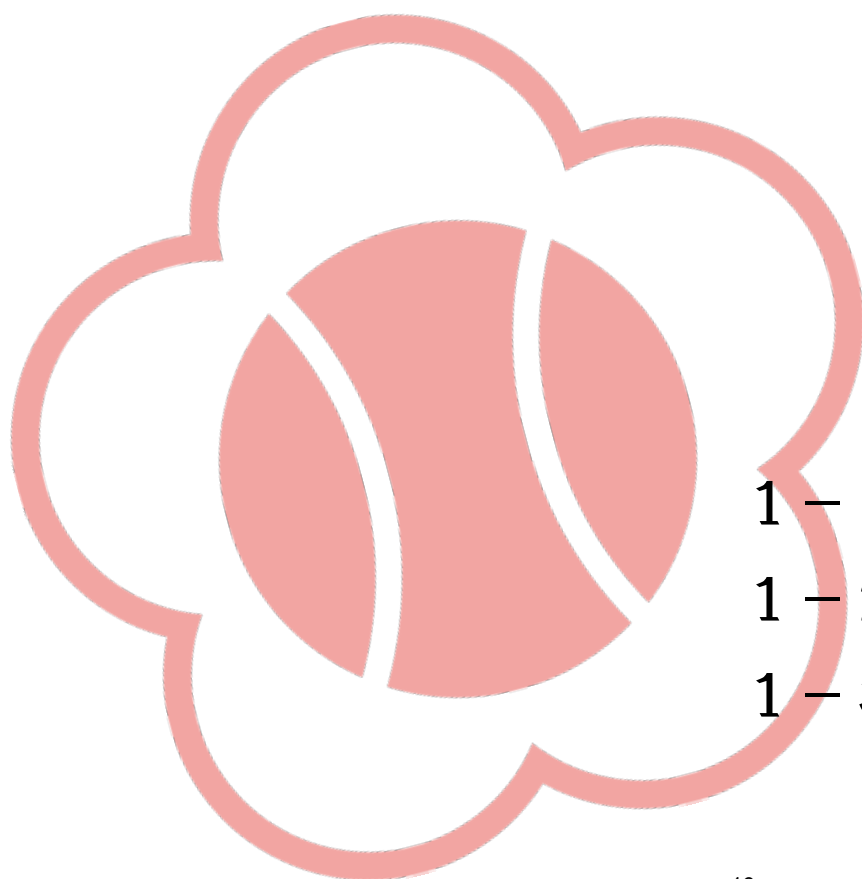
計画期間については、これまでの基本計画と同様に4年間とします。ただし、これまで以上に市長任期と基本計画の整合性を高める観点から、市長任期と基本計画の計画期間を完全に一致させるため、策定と同時に運用を開始することとし、年度単位の設定で「平成28年度から平成31年度まで」の4年間を計画期間とします。



# 小諸市第 10 次基本計画

## 第 1 章

# 財政目標



- 1－1 基本的な考え方
- 1－2 財政目標
- 1－3 財政目標の運用

## 1-1 基本的な考え方

本市では、少子高齢化や人口減少の進展、地価の下落などに伴い、今後、税収をはじめとする一般財源の減少が見込まれる一方、歳出面では、社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策に要する経費などの増加が見込まれ、財政の硬直化は避けられない状況である。

そこで、第10次基本計画では財政規律を示す財政目標を設定する。本計画で設定する財政目標についての基本的な考え方は以下のとおりである。

### 財政運営の原則

- ① 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- ② 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費は、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことをめざす。
- ③ 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不要な施設の除却などにより施設総量の縮減をめざす。
- ④ 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。
- ⑤ 健全財政を維持するための基準として、今後、基金残高は標準財政規模の40%（約40億円）を下限、市債残高は標準財政規模の200%（約200億円）を上限とする。

## 1-2 財政目標

財政見通しは本市の財政が現状のまま進むと将来的に危機的な状況になることを示している。そこで、本市の財政が将来に渡って持続可能となる最低限の水準として、以下の財政目標を設定した。第10次基本計画の計画期間内において、市財政は原則として以下の財政目標の範囲内で運営されるものとする。

### 財政目標

- ① 基金残高：56億円以上
- ② 市債残高：190億円以下（臨時財政対策債を毎年5億円と想定）
- ③ 実質公債費比率：11.5%以下

## 1-3 財政目標の運用

先述のとおり、財政目標は本市の財政が持続可能となる最低限の水準を示している。そこで、第10次基本計画の計画期間内に財政目標が未達成となった場合には、財政目標の未達成の原因を分析し、財政目標の達成に向けた改善策を総合計画審議会及び9月議会に報告することとする。

